

公示送達書

平成30年5月13日

下記の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は、鹿角市役所税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

鹿角市長 児 玉 一

記

1. 送達する書類の名称

平成30年度軽自動車税納税通知書

2. 送達を受けるべき者の氏名・住所

別紙のとおり